

**名古屋市配偶者からの暴力防止  
及び  
被害者支援基本計画(第2次)  
(案)**

**名古屋市**

## <目 次>

|      |      |
|------|------|
| はじめに | P. 1 |
|------|------|

### 第1章 計画の策定にあたって P. 2

|             |      |
|-------------|------|
| 1 策定の背景     | P. 2 |
| 2 策定の趣旨     | P. 3 |
| 3 策定の基本的な視点 | P. 3 |
| 4 策定のプロセス   | P. 3 |
| 5 計画の期間     | P. 3 |

### 第2章 配偶者暴力被害等の現状 P. 4

|            |      |
|------------|------|
| 1 暴力の被害経験等 | P. 4 |
| 2 DV相談状況   | P. 6 |

### 第3章 計画の体系 P. 8

### 第4章 計画の内容 P. 10

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 基本方向1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり | P. 10 |
| 基本方向2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり    | P. 14 |
| 基本方向3 総合的な推進体制づくり             | P. 23 |

### 第5章 計画の推進とその評価 P. 28

|              |       |
|--------------|-------|
| 1 推進体制       | P. 28 |
| 2 庁内関係局の取り組み | P. 28 |
| 3 実施状況の公表    | P. 28 |

|      |       |
|------|-------|
| 参考資料 | P. 31 |
|------|-------|

## はじめに

「配偶者からの暴力」<sup>1</sup>(Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特質があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

名古屋市は、平成 11 年 9 月「女性に対する暴力」調査(『女性に対する暴力』研究会)に委託)を行い、平成 14 年 3 月には、「何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。)を行ってはならない。」と明記された「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました(平成 14 年 4 月施行)。

平成 18 年度に開設された子ども青少年局が、DV 被害者支援を所管することになり、社会福祉事務所業務に児童虐待防止とあわせて DV 被害者等の女性の自立支援に係る相談及び指導を明記するとともに、同年 6 月、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。

平成 19 年 7 月から配偶者暴力相談支援センター業務を開始し各区社会福祉事務所との緊密な連携のもとで、DV 被害者支援を進めています。

名古屋市はこのような観点から、DV 被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的な DV 対策を積極的に推進することを目的に、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」を策定し、DV の根絶をめざします。

---

<sup>1</sup> 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚を含む。男性、女性を問わない。また離婚後(事実上離婚と同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。「暴力」には、「殴る」「蹴る」などの身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「何を言っても無視して口をきかない」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。

## 第1章

# 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景

配偶者暴力防止法により、保護命令<sup>2</sup>の制度や配偶者暴力相談支援センター<sup>3</sup>による相談、一時保護等の業務が開始され、被害者支援体制が整備されつつあります。

平成16年6月の第1次改正では、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示。以下「基本方針」という。）及び、都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定などが盛り込まれました。

平成19年7月の第2次改正では、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター業務の実施が、市町村の努力義務となりました。

基本方針（平成20年1月改定）は、基本計画の基本的視点として「被害者の立場に立った切れ目のない支援」及び「関係機関等の連携」「安全の確保への配慮」「地域の状況の考慮」を求めています。また市町村基本計画における留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」及び「既存の福祉施策等の十分な活用」などをあげています。

名古屋市においては、平成21年3月に「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「名古屋市DV防止基本計画」という。）を策定し、総合的なDV対策に取り組んできました。同計画により、庁内関係部署の連携やDV研修体制が進展しました。計画の期間が平成23年度で満了することから、庁内外の関係機関・団体の更なる連携推進に向けて、第2次の名古屋市DV防止基本計画を策定することといたしました。

<sup>2</sup> 被害者が配偶者や元配偶者からの身体に対する暴力や脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

<sup>3</sup> 配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行う。

## 2 策定の趣旨

この名古屋市DV防止基本計画(第2次)は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」であり、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

この目的を達成するために、「DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」「DV被害者への切れ目のない支援体制づくり」「総合的な推進体制づくり」に取り組みます。

## 3 策定の基本的な視点

- (1) 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重します。
- (2) DVを防止すること及び、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務です。
- (3) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (4) 被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利があります。
- (5) 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (6) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。
- (7) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (8) 施策の推進には、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携が不可欠です。

## 4 策定のプロセス

平成23年5月、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)検討会議」を設置し、「名古屋市DV防止基本計画(第2次)」策定に向けて、検討をしてきました。

平成23年7月から、DV被害者支援現場の現状を把握し、支援者及び被害者が求める支援策と、地域社会のDV防止策を探り、計画策定の基礎資料とするため、支援者及びDV被害当事者への調査(DV被害者支援ニーズ調査)を実施しました。

## 5 計画の期間

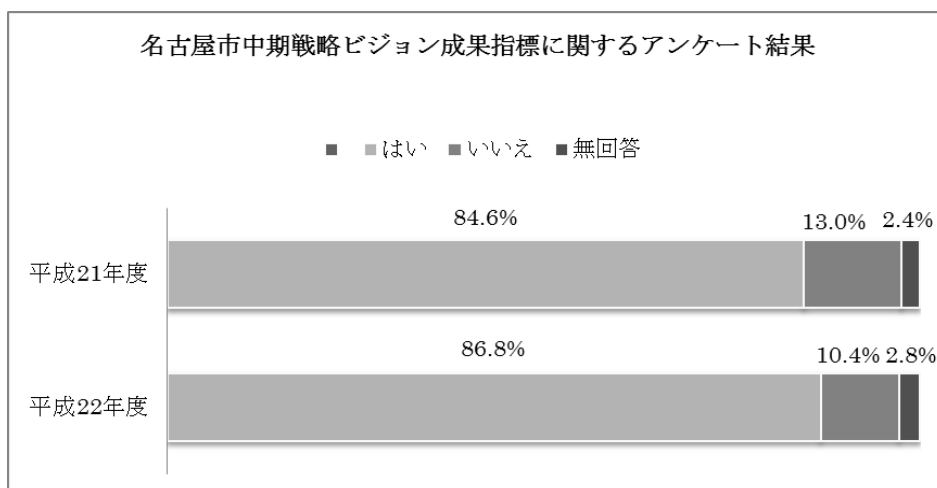
この計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

### 1 暴力の被害経験等

#### (1) DVに関する理解度

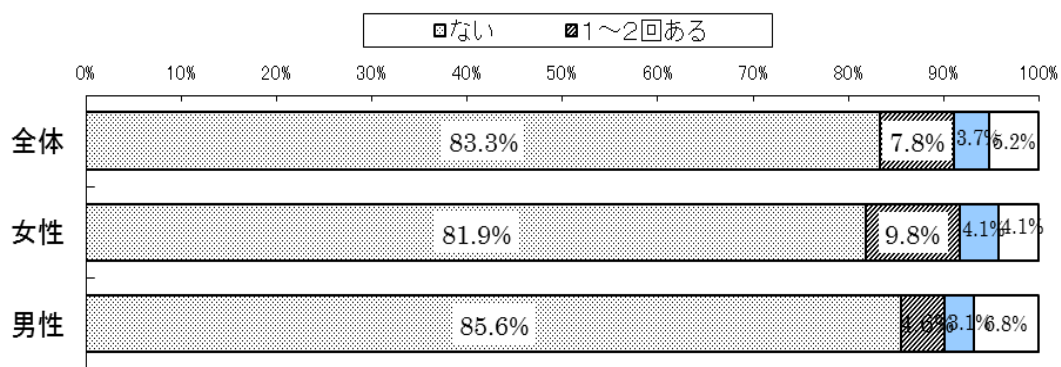
名古屋市中期戦略ビジョンの成果指標として、DVが人権侵害になることへの理解度を掲げており、市民アンケートを実施しております。これによりますと、「夫婦間における平手で打つや殴るふりをして脅すなどの行為が人権を侵害する行為だと思う」と答えた人の割合は、平成21年度の84.6%から、平成23年度には86.8%と若干伸びてはいるものの、いまだDVについて理解されていない現状があります。



#### (2) DVの被害実態

平成22年6月に実施した第7回男女平等参画基礎調査では、人権に関わる意識と実態として、配偶者または恋人からの暴力の被害経験について、たずねています。

この中では、「配偶者や恋人に殴られたり、けられること」が「1～2回または何回もある」と答えた人の割合は、男性の7.6%に対して、女性は14.0%と高くなっています。



また、平成 20 年 11 月の名古屋市のデートDVに関する調査では、交際経験のある女子高校生・大学生の約 2 人に 1 人が、デートDVの被害経験があることが明らかになりました。また性別役割分業意識について、男女平等指向が強い者ほど暴力への感度は高く、暴力の許容度は低くなる傾向がみられました。

### (3) 支援ニーズ等

DV被害者支援現場の現状を把握するなかから、支援者及び被害者が求める支援策と地域社会のDV防止策を探り、「名古屋市DV防止基本計画(第2次)」策定の基礎資料とすることを目的に、支援者及びDV被害当事者への調査(DV被害者支援ニーズ調査)を実施しました。

#### ① 支援者調査について<sup>4</sup>

社会福祉事務所、母子生活支援施設、医療機関、民間シェルター等で、DV被害者支援に関わる支援者に向けたアンケート調査を実施し、392 人から回答を得ました。

アンケート項目は、「DV被害者への対応について」「加害者対応について」「研修について」等です。

「DV被害者への対応を迫られたことがあるか」という質問に対しては、「数件もしくはそれ以上あった」と答えた人が 162 人あり、平成 20 年度のアンケートの 94 件と比較すると大幅に増えており、関係機関との連携が進んでいることがうかがわれます。

また一方で、「加害者から被害者に関する情報を求められたことがある」と答えた人が 161 人もあり、加害者対応に苦慮する支援現場の状況が明らかになりました。

<sup>4</sup> 金城学院大学杉本貴代栄教授にお願いしました。

## ② DV被害当事者ヒアリング調査について<sup>5</sup>

社会福祉事務所や、母子生活支援施設、医療機関、民間シェルター等の支援機関等に向けて、ヒアリング調査協力者募集のお願いを行いました。

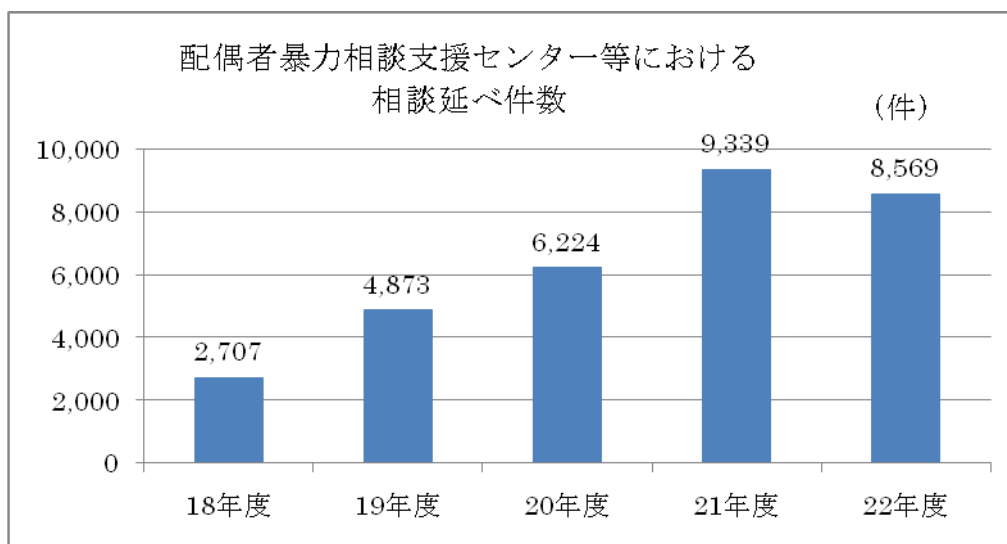
17名の方から協力の申し出があり、15名の方のヒアリングを行いました。ヒアリング項目は、「DVの実態」「子どもへの暴力」「被害を受けて困ったこと、悩んだこと」「相談期間等の対応等」「現在、困っていること」「支援について望むこと」「名古屋市の施策について」等です。

ヒアリングでは、「DVは、身体的なものだけではなく、精神的なものを含んで、複合的な暴力であること」「子どもも被害を受けていること」「支援を求めた先で、十分な対応が得られない場合もあったこと」「家を出たあともさまざまな生活上の困難を抱えていること」などが明らかになりました。

## 2 DV相談状況

配偶者暴力相談支援センター等における相談延べ件数<sup>6</sup>は、平成19年度(4,873件)と平成22年度(8,569件)を比較すると、ほぼ倍増しています。

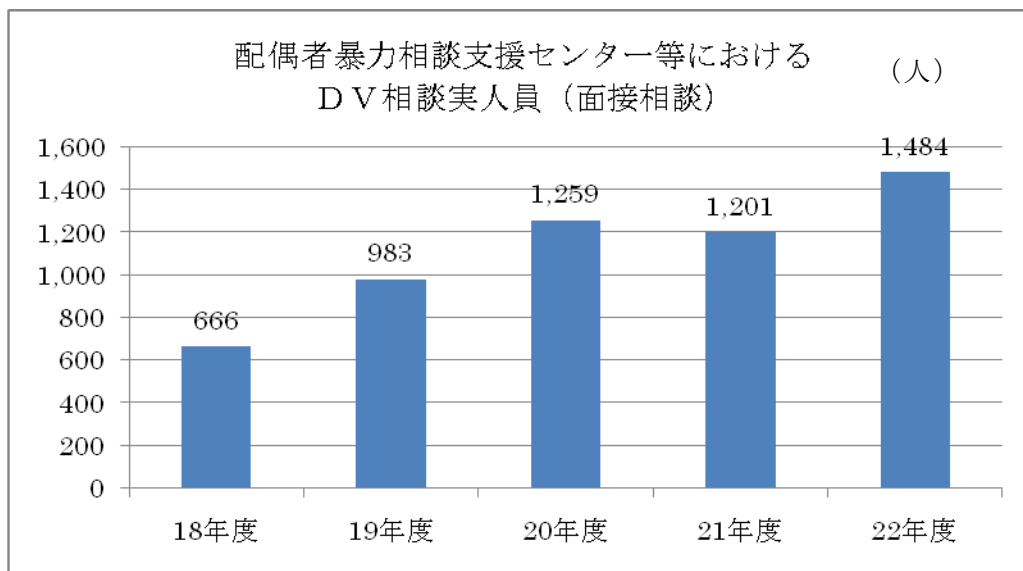
面接相談の実人員は、平成22年度(1,484人)は、平成19年度(983人)の約1.5倍となっており、増加傾向にあります。



<sup>5</sup> 名古屋市立大学菊地夏野准教授にお願いしました。

<sup>6</sup> 電話相談及び面接相談、出張相談の延べ件数





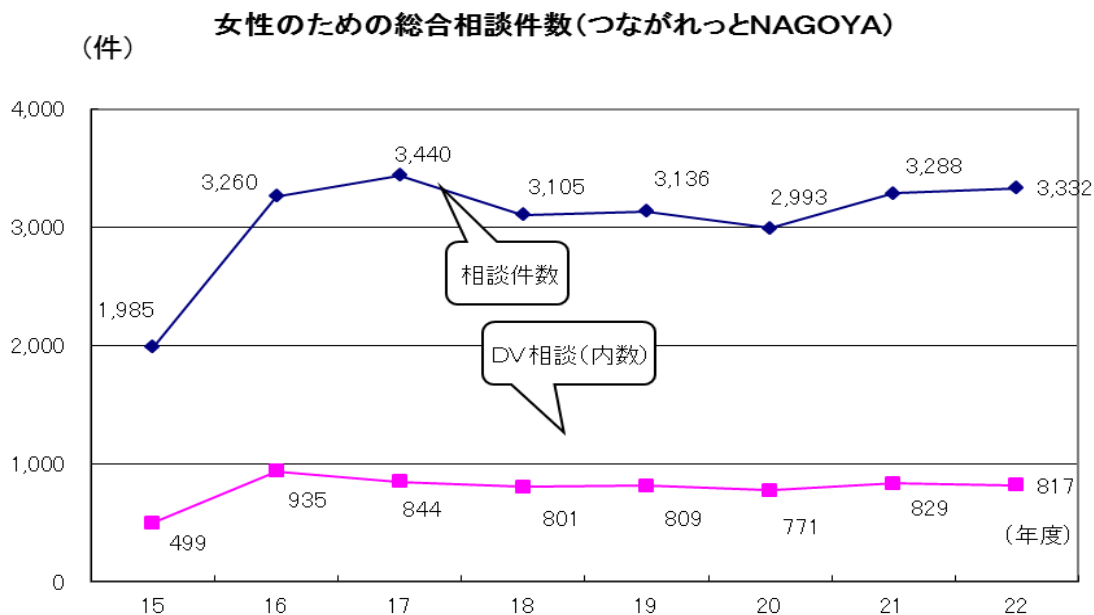
※平成 18 年 6 月 社会福祉事務所における相談開始

※平成 19 年 7 月 配偶者暴力相談センター業務開始

※平成 19 年 7 月 DV 被害者ホットライン事業開始

男女平等参画推進センター（つながれっとNAGOYA）相談室では、「女性のための総合相談」として、電話相談、面接相談、弁護士や医師による専門相談を実施しており、その中にはDVに関する相談も多く寄せられています。

平成 15 年の開設以来、相談件数は 3,000 件前後に達しており、DV相談についても相談件数全体の 25%を占め、継続して相談ニーズが高いことを示しています。

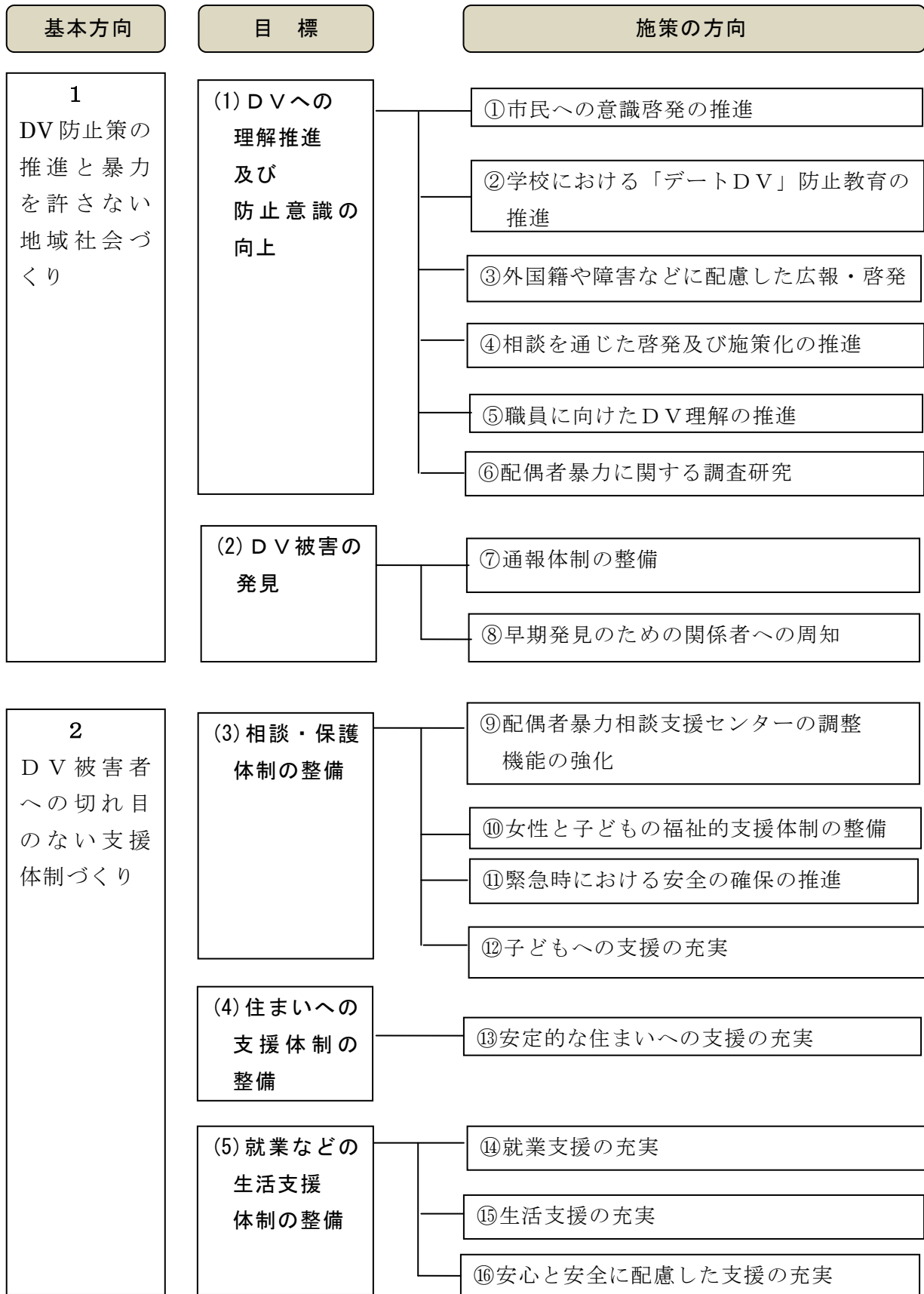


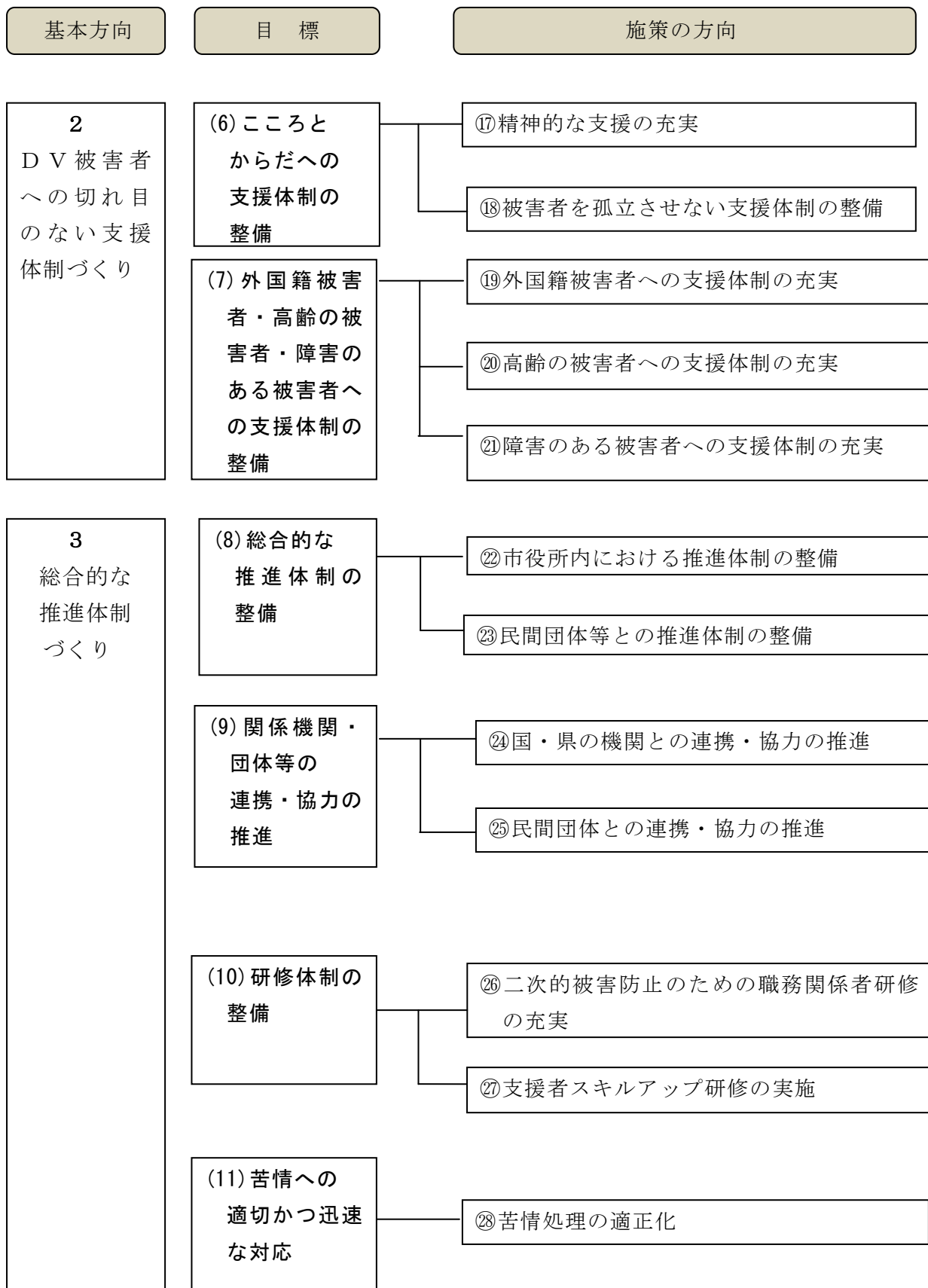
※平成 15 年 6 月 つながれっと NAGOYA 相談室業務開始

※相談件数は、電話相談、面接相談、専門相談の延べ件数

# 第3章

## 計画の体系





## 第4章

## 計画の内容

### 基本方向1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

### 目標(1) DVへの理解推進及び防止意識の向上

#### 現状と課題

- ・基本方針は、DV防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを、性別を問わず求めています。
- ・名古屋市は平成23年3月に、市民の誰もが性別にかかわらず、安心して豊かに暮らせる社会をめざして「名古屋市男女平等参画基本計画2015」を策定し、5つの目標の最初に「男女の人権の尊重」を掲げるとともに、女性に対する暴力根絶を重点項目の1つとして、性別により人権を侵害されることのない社会の実現をめざしています。
- ・国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月25日に先立つ2週間)の取り組みとして、毎年、広く市民向けにDVへの理解をすすめ、防止の重要性を知らせる講演会などを開催しています。
- ・男女平等参画推進センター相談室では、女性のための総合相談として広く女性の直面する悩みや問題を受け止めるなかで、DVと認識していない被害者への情報の提供、精神的な支援等を実施しています。また、被害者のニーズを踏まえた支援プログラムを開発し、セミナー等へ事業化することにより多くの市民を対象に啓発や問題解決へ向けた取り組みを行っています。
- ・DV被害者支援策の充実に向けて、名古屋市はこれまでさまざまな調査・研究を行ってきました。これらの調査結果などをもとに、DVに関する市民意識の向上や名古屋市男女平等参画推進センターの設置、女性福祉相談員の配置、名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務開始などのDV被害者支援体制の整備に取り組んできました。
- ・被害を受けている人の救済・支援に止まらず、広く市民向けのDV防止策を充実させ、DVの根絶に向けては、暴力を許さない地域社会づくりが必要です。

## 施策の方向

### ① 市民への意識啓発の推進

○DV被害の発見や防止のためには、支援関係者のみならず市民のDV問題についての理解が進む必要があります。暴力を許さない地域社会づくりに向けて、DV防止ポスター・リーフレット・カードなどを作成・配布して、全市的な広報に取り組みます。

○男女平等参画推進室では、DV被害者や支援者に向けて、DV被害に関する支援プログラムの開催や、DVに関する情報を知らせるリーフレットを作成・配布して、DV理解の促進につながるような広報・啓発活動に取り組みます。

### ② 学校における「デートDV」防止教育の推進

○配偶者からの暴力の防止に資するよう、男女平等の理念に基づく教育等を促進するとともに、デートDV防止の出張講座などを学校において実施し、大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育をすすめます。

○学校における啓発資材を作成・配布して、それぞれの成長発達段階に応じた男女平等意識や人権意識の向上が図れるように意識啓発をすすめます。

### ③ 外国籍や障害などに配慮した広報・啓発

○外国籍や障害のある被害者に配慮したDV防止等に関する点字版や多言語版リーフレットを作成するなどして広報・啓発をすすめます。

○社会福祉事務所は、外国籍や障害のある女性からの相談にも対応していきます。

○名古屋市に住む外国籍の方の日常生活に役立つ情報を掲載した「名古屋生活ガイド」により、相談窓口の周知を図っていきます。

#### ④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進

- 男女平等参画推進センター相談室では、多様な状況にあるDV被害者の声を受け止め、孤立を防ぎ、被害者のニーズに沿った支援について、関係機関と連携しながら充実を図ります。
- 男性相談事業では、家族や仕事、人間関係について悩みや気持ちを受けとめるとともに、男性のかかえる課題の把握に努めます。また、男性相談を通じて、DV防止策として男性へのはたらきかけにも取り組みます。
- 平成23年度は関係機関と連携協力し、「女性の権利110番」、「ガールズホットライン」等のホットライン事業を実施しました。今後もホットライン事業を継続し、特にデートDVなど若年層への相談機会の提供に努めます。

#### ⑤ 職員に向けたDV理解の推進

- 名古屋市は市職員（新規採用者、係長有資格者、新任課長等）を対象に、男女平等参画研修のなかで、DVに対する理解がさらに深まるように努めます。
- 教職員に対しては、教育センターにおいて校（園）長研修会や教頭研修会を始めとする各種研修会の中で「人権と教育」をテーマにした研修を実施します。

#### ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

- 名古屋市のDV対策推進のために、男女平等参画基礎調査において、DV被害者の実態を定期的に調査するなど、配偶者暴力に関する調査研究をすすめます。

### 目標(2) DV被害の発見

---

#### 現状と課題

- ・配偶者暴力防止法（第6条）は、一般人からの通報の努力義務と、被害者の意思を尊重した上で、医師その他の医療関係者の通報を定めています。通報先は、配偶者暴力相談支援センターと警察官です。

- ・医師その他の医療関係者は、日常業務でDV被害を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されており、医療関係者からの通報は守秘義務違反に当たらないとされています。
- ・DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらいがちです。DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

## **施策の方向**

### **⑦ 通報体制の整備**

- 配偶者暴力相談支援センターは、DV被害を発見しやすい立場である名古屋市医師会及び病院等の医療関係者向けのリーフレットを作成・配布するなど、医療機関との連携をすすめます。
- 消防局では、DV被害者の通報について配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して対応します。

### **⑧ 早期発見のための関係者への周知**

- DV被害の早期発見・早期対応のために、学校、幼稚園、保育関係者、介護関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携をすすめます。
- DVは家庭という密室で行われるため、潜在化しやすい傾向があり、ホームヘルパーや保健師等は、居宅訪問など職務上、DV被害者に遭遇する可能性があります。DV被害の発見と早期対応のために連携をすすめます。
- 民生委員・児童委員などの福祉関係者は、相談援助業務等を行うなかでDV被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に準じた対応が求められます。
- 法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされています。

### 目標(3) 相談・保護体制の整備

---

#### 現状と課題

- ・被害者の多くは孤立し、将来への不安を抱えています。DV被害の影響は、外傷などの身体的影響ではありません。繰り返される暴力のなかで、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安や孤立感などのために、DV被害の影響が増幅したり深刻化することもあります。被害者がもとの（夫などの）家に戻ることもあります。
- ・このようなDV被害の特性を、関係機関・団体は十分に認識し、被害者を責めることなく、安全への配慮をしながらその意思と選択を尊重した支援を行う必要があります。
- ・名古屋市では、「配偶者暴力相談支援センター」「社会福祉事務所」「男女平等参画推進センター相談室」で、女性の相談に対応しています。
- ・配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法に基づき、電話や面接による相談のほか、保護命令申し立て支援や関係機関の総合調整などを行っています。土日祝日の閉庁日は、「DV被害者ホットライン事業」により、電話相談を行っています。
- ・社会福祉事務所は、DVも含めた女性の悩みごと相談を幅広く受け、福祉的支援を行っています。
- ・男女平等参画推進センター相談室では、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者の気持ちを尊重しながら主体的な解決をめざすとともに、相談の過程で見えてくる課題を事業に反映させるなど、女性の人権を守る立場から、さまざまな相談に対応しています。
- ・DV被害者とその子ども・親族の支援においては、相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援が必要です。
- ・被害者とその子ども・親族が暴力から逃れるためには、人権が尊重され安心と安全が保障される相談・保護体制の整備が求められます。



### ⑨ 配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関であり、被害者の立場に立った切れ目のない支援のために関係機関との調整を行い、被害者のニーズに応じて適切な相談機関の紹介・周知に努めます。総合的な支援体制を整備するために、配偶者暴力相談支援センターの充実を図り、調整機能を強化します。
- 配偶者暴力相談支援センターが通報を受けた場合で、その内容が児童虐待に当たると思われるときは、児童相談所等の関係機関に通告するなど連携して対応します。
- 関係機関連携カンファレンスを定期的を開催し、支援内容の充実をめざします。

### ⑩ 女性と子どもの福祉的支援体制の整備

- 社会福祉事務所は、DV被害者の子どもが、直接、暴力の被害を受けている場合は、警察や児童相談所等の関係機関と十分な連携を図ります。
- DVがある家庭で子どもが虐待を受けることもあれば、子どもが虐待を受けている家庭でDVが行われているなど、DVと児童虐待には深いつながりがあります。DV被害と児童虐待の重なりに留意した相談体制を整備し、被害者とその子ども・親族の安心と安全が確保できるように支援していきます。
- 被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて繰り返しDV被害について説明すること等は、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されています。被害者の安全確保と関係部署の円滑な連携を図るために、ワンストップサービス（諸手続きを行うに際して、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなど）について検討します。

### ⑪ 緊急時における安全の確保の推進

- DVは被害者の生命身体の安全に直結する重大な問題であり、被害者やその子ども・親族の安全確保を最優先にして支援します。

- 緊急時における安全の確保のために、「一時保護」の前に、緊急に保護を必要とする被害者とその子ども・親族を対象に「緊急宿泊事業」を行います。
- DV被害者のための民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とする被害者とその子ども・親族の安全確保に努めます。
- 市内の保護施設において被害者とその子ども・親族の緊急保護を行います。

## ⑫ 子どもへの支援の充実

- 子どもは「DVの目撃者として」「直接の被害者として」「DV被害者からの暴力の被害者として」、さまざまな影響を受けています。児童虐待の防止等に関する法律は、子どもが同居する家庭において、DVなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待（心理的虐待）にあたるとしています。
- 児童相談所などの児童虐待に係る機関・団体や保育所、学校、幼稚園、医療機関、保健所などは、DVの子どもへの影響を十分に考慮して、相互に連携し、適切な対応を行う必要があります。
- 被害者とその子どもの安全を確保するために、保育所や学校、幼稚園は、加害者からの問い合わせ等に関しては、配偶者暴力相談支援センターと連携した対応に努めます。
- DVのある環境から離れ、地域生活を始めたDV被害者とその子どもたちの安心とつながりを育み、親子関係の回復を目指して「親子支援プログラム事業」を推進します。子育て支援策や母子施策と連携して、事業の定着を図ります。
- 外国籍被害者とその子どもが、安心して地域生活をおくることができるように、「女性及び児童に対する通訳派遣事業」を実施します。

## 目標(4) 住まいへの支援体制の整備

---

### 現状と課題

- ・被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要です。

- ・公営住宅の入居については、国においては、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するような配慮を求めています。また、公営住宅の目的外使用の実施等について、被害者が単身若年者である場合も、特段の配慮を行う必要がある、としています。

## **施策の方向**

### **⑬ 安定的な住まいへの支援の充実**

○国の通知に基づいて、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため市営住宅への入居に際して、ひとり親世帯向け募集（福祉向け募集）や母子生活支援施設の退所者に対するあっせんで対応するほか、市営住宅の目的外使用許可による一時使用を実施します。

## **目標(5) 就業などの生活支援体制の整備**

---

### **現状と課題**

- ・被害者の自立を支援する上で、被害者への就業支援を促進することが極めて重要です。基本方針は、母子家庭の母等への支援策や生活保護制度など既存の施策の適切な実施による支援を求めています。
- ・名古屋市は、社会福祉事務所に母子自立支援員を配置するとともに、母子家庭等就業支援・相談の拠点として「ジョイナス、ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）」を設置し就業支援を行っています。
- ・生活保護受給者の自立促進のために、就労支援員を各区に配置し就業支援を行っています。
- ・被害者の就労には、就職時の保証人の確保や避難先の秘匿など様々な困難が伴います。生活再建のためには、きめ細やかな生活支援体制の整備が必要です。

- ・国の通知に基づいて、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、保育所入所申込みを受付けています。また住民票に記載がなくても、居住が明らかであれば法定予防接種・健康診断や乳幼児健康診断を受けることができます。
- ・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて、公共職業安定所、職業訓練施設等の関係機関と連絡調整を行う必要があります。

## 施策の方向

### ⑭ 就業支援の充実

- 男女平等参画推進センターでは、就業支援に向けた講座などを行います。
- なごやジョブサポートセンターでは、職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支援を行います。
- 母子自立支援員は、母子家庭自立支援給付金等について情報提供を行い、スキルアップや資格取得の支援を行います。
- 「ジョイナス．ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）」は、就業支援講習会など就職に向けた講習会やキャリアカウンセリングなどを行います。
- 就労支援員は、生活保護を受給しているDV被害者への就業支援を行います。

### ⑮ 生活支援の充実

- 母子生活支援施設においては、児童の育ちと学びを支援するとともに就労、心理カウンセリングなど自立に向けて生活全般を支援します。
- 母子自立支援員は、生活全般の安定や自立に向けての相談指導を行います。
- 母子寡婦福祉資金の貸付け<sup>7</sup>や生活保護の適用<sup>8</sup>など、既存の福祉施策を活用して自立を支援します。

<sup>7</sup> 母子家庭の母等への支援策は、原則として離婚が成立していない場合は利用できないが、被害者が一定の要件を満たす場合は、母子寡婦福祉資金の貸付けや母子自立支援員などの施策が可能とされている。

<sup>8</sup> 生活保護における扶養能力調査の方法等について、被害者の安全確保に配慮した取り扱いをすべきとされている。（H20.4.1.社援保発第 0401007 号厚生労働省社会援護局保護課長通知）

## ⑯ 安心と安全に配慮した支援の充実

○住民基本台帳担当部局と、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携をすすめて、DV被害者の個人情報の保護と、適切な管理の仕組みについて検討します。

○国の通知に基づいて、「住民基本台帳事務における支援措置<sup>9</sup>」や「健康保険被扶養者認定等の取り扱い<sup>10</sup>」「国民年金における秘密保持<sup>11</sup>」「児童虐待・DV事例における子ども手当<sup>12</sup>」について適切な情報提供を行い、被害者とその子ども・親族の安全に配慮した支援を行います。

## 目標(6) ころとからだへの支援体制の整備

### 現状と課題

- ・DVは、被害者とその子ども・親族に対して身体的・心理的に大きな影響を与えます。
- ・繰り返される暴力の中で、PTSD（心的外傷ストレス障害）等によって精神的に不安定な状態にある被害者は少なくありません。子どもについても、DVによる心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等が大きな影響を与えています。加害者の元から避難した後も、回復のためには一定の期間が必要です。
- ・配偶者暴力相談支援センターは、カウンセリングを行う、適切な相談機関を紹介するなど地域で孤立しがちな被害者とその子ども・親族を支え、ころとからだの回復に向けた支援体制を整備する必要があります。

<sup>9</sup> 被害者本人が支援申出書を市町村に提出することにより、住民票や戸籍の附票など居所を探される恐れがある書類を、加害者が請求できないようにした。支援申出書を提出できるのは、DV被害者及びストーカー行為等の被害者で、加害者がその住所を探索する目的で、住民基本台帳上の請求を行うおそれがある者。

<sup>10</sup> 被保険者（加害者）自身から、被扶養者を外す旨の届出がなされなくとも、被扶養者（被害者）から、DV被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合には、被扶養者から外すことができるとした。

<sup>11</sup> 被害者から申出があった場合、配偶者に対し年金情報等を知られないよう秘密の保持に配慮する。

<sup>12</sup> DV被害者の場合は、被害者からDV被害を受けている旨の証明書を添付して認定請求書を提出することにより、職権で支給先を、現に受給している親（加害者）から、現に監護する親（被害者）に変更できる。

### ⑪ 精神的な支援の充実

- 保健所や精神保健福祉センターは、地域の身近な相談機関として、こころに関する相談に応じ、医療機関等と連携してDV被害者の精神的支援の充実を図ります。
- 男女平等参画推進センター相談室や被害者支援民間団体において、DVという同じ体験をもつ被害者同士が、体験や感情を共有したり、情報を交換したりする「DV被害者のためのサポートグループ」事業を実施します。また、名古屋市内の多様なグループについて情報提供するなど、被害者同士の支え合いも支援します。
- 男女平等参画推進センター相談室で行っている精神科医等による専門相談の拡充を図ります。
- 被害者の精神的な支援の充実を図るため、さらに医療機関等との連携を深めるとともに、新たに男女平等参画推進センター相談室では女性に対する暴力の被害者を対象にカウンセリング事業を実施します。

### ⑫ 被害者を孤立させない支援体制の整備

- 一時保護所や母子生活支援施設退所後など地域で自立生活を始めたDV被害者を継続して支援していくために、裁判所等への付き添いや家庭訪問等を行う「見守り・同行支援事業」をすすめます。
- DVのある環境から離れ、地域生活を始めたDV被害者とその子どもたちの安心とつながりを育み、親子関係の回復につながることを目指して「親子支援プログラム事業」の定着を図ります。

## **目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制 の整備**

### **現状と課題**

- ・被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無、年齢等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保に努め、受容的に相談を受けるなど人権に配慮した対応が求められます。
- ・配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も含まれます。
- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、養護者による虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報することを義務づけています。通報をうけた市町村は、一時的に保護する等の措置を講じることになります。名古屋市は、社会福祉事務所や高齢者虐待相談センター、いきいき支援センター（地域包括支援センター）において、高齢者虐待に関する相談を受け支援しています
- ・国の通知に基づいて、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、介護保険法に基づく介護認定を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付を受けることができます。また、障害者自立支援法に基づく居住系サービスについても、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、支給決定を受けることができます。
- ・外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者が、外国人、高齢者、障害者等であることを理由に、十分な支援を受けられないという事態が生じないような支援体制が必要です。

### **施策の方向**

#### **⑱ 外国籍被害者への支援体制の充実**

- 外国籍の被害者とその子どもが、安心して地域生活をおくることができるように、社会福祉事務所等に通訳を派遣する「女性及び児童に対する通訳派遣事業」を実施します。

○名古屋市立学校・幼稚園に通訳を派遣して子どもたちの学びを支援するとともに、外国籍の親と学校との円滑な連絡に努めます。

○名古屋国際センターでは、トリオホン等を活用して多言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル等）の生活相談や法律相談、カウンセリングに取り組みます。また地域生活の支援のために、語学ボランティア（通訳・翻訳）を派遣します。外国籍被害者に、情報提供する機会の多い名古屋国際センターにおける相談を推進します。

○愛知県女性相談センターにおける一時保護は外国籍被害者も対象です。愛知県女性相談センターと連携して、外国籍被害者の支援をすすめます。

## **⑳ 高齢の被害者への支援体制の充実**

○高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら対応します。

○愛知県女性相談センターでは、建物の構造上、生活や移動に介助等が必要でない場合等に、DV被害高齢者の一時保護の受入れを行っています。愛知県女性相談センターと連携して、高齢の被害者の支援をすすめます。

## **㉑ 障害のある被害者への支援体制の充実**

○社会福祉事務所・保健所等の関係機関と連携して、障害のある被害者の人権に配慮した支援をすすめます。

○愛知県女性相談センターでは、集団生活を送ることに支障のない場合等に、障害のある被害者の一時保護の受け入れを行っています。愛知県女性相談センターと連携して、障害のある被害者の支援をすすめます。



## 基本方向3 総合的な推進体制づくり

### 目標(8) 総合的な推進体制の整備

#### 現状と課題

- ・DVの防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関、団体也多岐にわたります。
- ・実効ある支援体制を整えるためには、被害者支援に直接係わる機関・団体だけでなく、DV防止に係わる幅広い関係機関・団体の理解の促進や協力が不可欠です。
- ・名古屋市DV防止基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整備するとともに、国・県の機関や他自治体の関係部署、民間団体及び市民との連携協力が必要です。

#### 施策の方向

#### ㉒ 市役所内における推進体制の整備

- 「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を推進します。また、必要に応じて、名古屋市DV防止基本計画を効果的に推進するための分科会を設置します。
- 「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において、関係局における取り組み等に関する情報共有を図り、名古屋市DV防止基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係各局の連携等を推進します。
- 全庁的な推進体制を築くための基礎資料として、庁内関係部署におけるDV対応件数を把握します。

#### ㉓ 民間団体等との推進体制の整備

- 「名古屋市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連絡会議」等を活用して、被害者支援関係機関・団体の取り組みが、名古屋市DV防止基本計画に即して効果的に推進されるよう働きかけます。

○官民の関係機関・団体の活動状況等に関する「ネットワークシート（仮称）」を作成・配布し、官民の連携強化を図ります。

## **目標(9) 関係機関・団体等の連携・協力の推進**

---

### **現状と課題**

- ・DVは複雑な問題であり、ひとつの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から具体的な事案に即した協議に至るまで、さまざまな形で効果的に連携していくことが求められます。
- ・配偶者暴力相談支援センターは、国・県の機関や社会福祉事務所等の関係機関、被害者支援民間団体等と緊密な連携を図り、被害者とその子ども・親族の安心と安全が守られるような支援体制を整備する必要があります。

### **施策の方向**

#### **②4 国・県の機関との連携・協力の推進**

- DV被害者の一時保護は都道府県の業務であり、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全の確保に向け、愛知県女性相談センターと連携して対応します。
- 他自治体との広域的な連携<sup>13</sup>等に関しては、愛知県女性相談センターとの連携をすすめます。
- 保護命令申立て支援や、住民基本台帳事務における支援措置、搜索願など加害者からの追跡への対応、被害届、通報等、愛知県警察と連携してDV被害者とその子ども・親族の安心と安全のための取り組みをすすめます。

---

<sup>13</sup> 「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成16年12月28日 雇児福発1228001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、婦人相談所を中心にした広域的対応について整理している。

## ②⑤ 民間団体との連携・協力の推進

- 社会福祉事務所の相談担当者等が弁護士から助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を活用し、愛知県弁護士会と連携して、保護命令申立て促進など法的支援の充実を図ります。
- DV被害者のための民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行い、緊急の保護が必要な被害者の選択肢が広がるよう努めます。
- 関係機関連携カンファレンスを定期的に行い、支援内容の充実をめざします。
- 官民の連携を推進するために、民間団体の相談担当者を支援する仕組みについて検討します。

## 目標(10) 研修体制の整備

---

### 現状と課題

- ・職務関係者への研修及び啓発の充実は、被害者が安心して支援を受けることができる環境の整備につながるとともに、関係機関がDVについて共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものです。
- ・名古屋市は、市職員（新規採用者、係長有資格者、新任課長等）を対象に、男女平等参画研修のなかでDV問題を取りあげています。また教職員に対しては、教育センターにおいて校（園）長研修会や教頭研修会を始めとする各種研修会の中で「人権と教育」をテーマにした研修を実施しています。
- ・職務関係者研修にあたっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要です。特に被害者と直接接する立場の者に対する研修においては、二次的被害防止の観点から研修の充実を図るとともに、「バーンアウト（燃え尽き）」状態等にも配慮していく必要があります。

## 施策の方向

### ②⑥ 二次的被害防止のための職務関係者研修の充実

- 加害者対応など、管理職のDV問題への理解が広がるような研修に取り組みます。
- 被害者の立場に立った相談対応を学ぶことができるような相談担当者研修を拡充し、二次的被害の防止に努めます。
- 関係機関・団体のネットワークの充実につながるような、市職員及び民間団体対象の研修を実施します。

### ②⑦ 支援者スキルアップ研修の実施

- 生活再建、自立までを視野に入れた息の長い被害者支援が求められており、公的、民間の各支援者の共通認識、支援スキルの向上、及び支援者のバーンアウト（燃え尽き）を防ぐための研修を実施します。

## 目標(11) 苦情への適切かつ迅速な対応

---

### 現状と課題

- ・配偶者暴力相談支援センター、社会福祉事務所等の関係機関は、被害者から苦情の申出を受けたときは適切かつ迅速に処理するよう努めなくてはなりません。
- ・申出を受けた苦情については、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の改善に反映させるとともに、処理結果については可能な限り申立人への説明責任を果たす必要があります。

## **施策の方向**

### **⑳ 苦情処理の適正化**

○苦情対応について、苦情処理手順等の一定のルールを明確化し、迅速な対応に努めます。

○男女平等参画苦情処理制度を活用して、円滑・円満な解決に努めます。

**1 推進体制**

DV防止及び被害者支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で対応することは困難です。

「名古屋市男女平等参画推進協議会」においてDV防止の推進に関する事項について調査審議します。

「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連絡会議」において、施策について協議・連携を図り、名古屋市DV防止基本計画を着実に推進していきます。

**2 庁内関係局の取り組み**

DV防止と被害者支援に関する施策は、幅広い分野での取組が必要です。それぞれの所管局が中心となって庁内及び関係機関・団体と連携を図りながら、担当する施策を積極的に実施します。

この計画における各施策を所管する局は施策所管局一覧のとおりです。

**3 実施状況の公表**

この計画に基づく施策については、年度ごとに施策の実施状況を公表します。

## 施策所管局一覧

| 基本方向 1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり        |                         |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 目標(1) DVへの理解推進及び防止意識の向上 (所管局)         |                         |
| ①市民への意識啓発の推進                          | 総務局                     |
| ②学校における「デートDV」防止教育の推進                 | 総務局                     |
| ③外国籍や障害などに配慮した広報・啓発                   | 子ども青少年局・健康福祉局・市長室・総務局   |
| ④相談を通じた啓発及び施策化の推進                     | 総務局                     |
| ⑤職員に向けたDV理解の推進                        | 総務局・子ども青少年局・教育委員会       |
| ⑥配偶者暴力に関する調査研究                        | 総務局・子ども青少年局             |
| 目標(2) DV被害の発見                         |                         |
| ⑦通報体制の整備                              | 子ども青少年局・病院局・消防局         |
| ⑧早期発見のための関係者への周知                      | 教育委員会・子ども青少年局・健康福祉局・総務局 |
| 基本方向 2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり           |                         |
| 目標(3) 相談・保護体制の整備                      |                         |
| ⑨配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化                | 子ども青少年局                 |
| ⑩女性と子どもの福祉的支援体制の整備                    | 子ども青少年局                 |
| ⑪緊急時における安全の確保の推進                      | 子ども青少年局                 |
| ⑫子どもへの支援の充実                           | 子ども青少年局・教育委員会           |
| 目標(4) 住まいへの支援体制の整備                    |                         |
| ⑬安定的な住まいへの支援の充実                       | 子ども青少年局・住宅都市局           |
| 目標(5) 就業などの生活支援体制の整備                  |                         |
| ⑭就業支援の充実                              | 総務局・市民経済局・子ども青少年局・健康福祉局 |
| ⑮生活支援の充実                              | 子ども青少年局・健康福祉局           |
| ⑯安心と安全に配慮した支援の充実                      | 市民経済局・財政局・子ども青少年局・健康福祉局 |
| 目標(6) ところとからだへの支援体制の整備                |                         |
| ⑰精神的な支援の充実                            | 健康福祉局・総務局・病院局           |
| ⑱被害者を孤立させない支援体制の整備                    | 子ども青少年局                 |
| 目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備 |                         |
| ⑲外国籍被害者への支援体制の充実                      | 子ども青少年局・教育委員会・市長室       |
| ⑳高齢の被害者への支援体制の充実                      | 健康福祉局・子ども青少年局           |
| ㉑障害のある被害者への支援体制の充実                    | 健康福祉局・子ども青少年局           |

| 基本方向 3 総合的な推進体制づくり      |             |
|-------------------------|-------------|
| 目標（8） 総合的な推進体制の整備 (所管局) |             |
| ㊸市役所内における推進体制の整備        | 総務局・子ども青少年局 |
| ㊹民間団体等との推進体制の整備         | 総務局・子ども青少年局 |
| 目標（9） 関係機関・団体等の連携・協力の推進 |             |
| ㊺国・県の機関との連携・協力の推進       | 子ども青少年局     |
| ㊻民間団体との連携・協力の推進         | 総務局・子ども青少年局 |
| 目標（10） 研修体制の整備          |             |
| ㊼二次的被害防止のための職務関係者研修の充実  | 総務局・子ども青少年局 |
| ㊽支援者スキルアップ研修の実施         | 総務局・子ども青少年局 |
| 目標（11） 苦情への適切かつ迅速な対応    |             |
| ㊾苦情処理の適正化               | 総務局・子ども青少年局 |



## 参考資料

- 資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ・ ・ ・ ・ ・ P 32
- 資料 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する  
基本的な方針（概要） ・ ・ ・ ・ ・ P 43
- 資料 3 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)  
検討会議設置要綱 ・ ・ ・ ・ ・ P 49
- 資料 4 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)  
検討会議委員名簿 ・ ・ ・ ・ ・ P 51
- 資料 5 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)  
検討会議等開催状況 ・ ・ ・ ・ ・ P 52

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条・第二条）

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

## 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

## 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

## 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

## 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センタ

一としての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応

じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命

又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及

び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した

書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の



停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りで

ない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけ

ればならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶

者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定

による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する

## 基本的な方針（概要）

平成20年1月11日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第1号

## 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

## 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

## 2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

## 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

## （1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

## （2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

## 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

## 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

## 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

## （1）通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

## (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## 4 被害者からの相談等

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### (2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

## 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者に参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支

援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

#### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。



## イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることをないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

## 12 教育啓発

### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

## （２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

## 13 調査研究の推進等

### （１）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

### （２）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

## 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## 第３ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### １ 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ２ 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### （１）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### （２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## 別添 保護命令の手続

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)  
検討会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項の規定に基づき、名古屋市におけるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)対策の総合的な推進を図ることを目的として、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」(以下「第2次DV基本計画」という。)の策定に資するため、名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 第2次DV基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから子ども青少年局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から平成24年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 検討会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

(1) 非公開が含まれる事項について協議等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課及び総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）  
検討会議委員

（50 音順、敬称略）

| 氏 名     | 所 属                    |
|---------|------------------------|
| 隠岐 美智子  | NPO フェミニストサポートセンター・東海  |
| ○可児 康則  | 愛知県弁護士会                |
| 菊地 夏野   | 名古屋市立大学人文社会学部現代社会学科    |
| 北川 秀樹   | 愛知県・名古屋市母子施設連盟         |
| 小久保 裕美  | 子どもの虐待防止ネットワークあいち      |
| 小坂 清子   | 名古屋市医師会                |
| 笹原 艶子   | かけこみ女性センターあいち          |
| 澤井 重徳   | 愛知県警察本部生活安全部           |
| ◎杉本 貴代栄 | 金城学院大学現代文化学部コミュニティ福祉学科 |
| 寺西 美和   | 愛知県医療ソーシャルワーカー協会       |
| 波多野 悟   | 愛知県健康福祉部               |
| 久松 義治   | 名古屋法務局人権擁護部            |
| 堀田 伊久子  | 愛知県女性相談センター            |

◎会長 ○副会長

任 期 ： 平成 23 年 5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)検討会議等  
開催状況

| 開催日                 | 会 議                                                  | 内 容                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年<br>5 月 19 日 | 第 1 回名古屋市男女平等参画推進協議会幹事会・第 1 回配偶者からの暴力防止及び被害者支援協議会幹事会 | ○「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」について<br>・推進状況について<br>・第 2 次DV 基本計画の策定について                                                                                      |
| 5 月 30 日            | 第 1 回名古屋市男女平等参画推進協議会・第 1 回配偶者からの暴力防止及び被害者支援協議会       | ○「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」について<br>・推進状況について<br>・第 2 次DV 基本計画の策定について                                                                                      |
| 6 月 30 日            | 第 1 回名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)検討会議            | ○配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の策定について<br>○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画の取り組み状況について<br>○DV 被害者支援ニーズ調査(案)について<br>○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の策定に向けた意見交換について |
| 9 月 26 日            | 第 2 回配偶者からの暴力防止及び被害者支援協議会幹事会                         | ○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の骨子案について<br>○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)における具体的施策(事業)(案)について                                                         |
| 9 月 27 日            | 第 2 回名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)検討会議            | ○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の策定について<br>・名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の骨子案について<br>・DV 被害者支援ニーズ調査結果の概要について                                           |

|           |                                           |                                                                                                        |
|-----------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 月 24 日 | 第 3 回配偶者からの暴力防止及び被害者支援協議会幹事会              | ○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)(案)について<br>○パブリックコメントについて                                             |
| 12 月 9 日  | 第 3 回名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)検討会議 | ○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)の策定について<br>・名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)(案)について<br>・パブリックコメントについて |